

科学技術振興ビジョン推進事業実施要綱

(通則)

第1条 科学技術振興ビジョン推進事業（以下「本事業」という。）の実施については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 科学技術の進歩が産業的価値の創出のみならず、身近な社会変革に与える影響が増している中で、科学技術が県民の生活と直接向き合い、真に豊かな社会の形成に貢献していくことが期待される。特に人口減少や高齢化など本県において顕著な課題に対しては、県内外の大学等、公的試験研究機関、民間企業等が組織や分野の垣根を越えて連携し、飛躍的なイノベーションを継続的に創出していくことで改善に貢献していくことが期待される。

本事業は、秋田県の科学技術振興指針である「あきた科学技術振興ビジョン2.0」（以下、「ビジョン2.0」という。）で共有されている方向性と方策に基づき、高度な若手人材の育成・定着、多様で創造的な仕事の創出、県民の生活環境や仕事のあり方等の改善に貢献する研究開発プロジェクトに対応した競争的研究資金を提供することで、研究開発の成果が本県の重要課題の解決・改善に効率的に貢献していくことに資するものである。

(定義)

第3条 この要綱において「大学等・公設試」とは、国公立大学、高等専門学校等の高等教育機関、都道府県立の試験研究機関、特殊法人、独立行政法人、国立研究開発法人、公益法人等であって、直接、科学技術系の研究開発を行っている機関をいう。

2 この要綱において「民間企業等」とは、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、協同組合、事業組合など前項に定める機関を除くその他法人・団体をいう。

3 この要綱において「県内大学等・公設試」とは、秋田県内に所在し、本事業による研究開発の実施場所が秋田県内にある大学等・公設試をいう。

4 この要項において「県内大学等の学生」とは、県内の国公立大学の学部生及び大学院生並びに県内の高等専門学校等の本科生（4年生と5年生に限る）及び専攻科生をいう。

5 この要綱において「県内企業等」とは、秋田県内に本社、支社、工場又は研究機関等が所在し、かつ秋田県内に本事業による研究開発の主たる実施場所が所在する民間企業等をいう。

6 この要綱において「実施機関」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 県内大学等・公設試

二 県内企業等

三 県内大学等・公設試及び県内企業等が、本事業による研究開発を県外大学等・公設

- 試又は県外企業等と共同で実施する場合における県外大学等・公設試及び県外企業等
- 7 この要綱において「代表実施機関」とは、実施機関のうち代表となる実施機関（前項第一号の県内大学等及び第二号の県内企業等に限る。）をいう。
 - 8 この要綱において「コンソーシアム」とは、次の各号に掲げるすべての要件を満たす共同研究グループをいう。
 - 一 実施機関、研究代表者、連携責任者、管理法人により構成されていること。
 - 二 実施機関として1以上の県内企業等及び1以上の県内大学等・公設試が参画し、そのいずれかに研究代表者が在籍していること。
 - 9 この要綱において「管理法人」とは、コンソーシアムの構成団体のうち本事業の受託者として次の各号に掲げる事務を行い、及び契約履行責任を負う法人をいう。

なお、管理法人は秋田県立の試験研究機関以外とする。

 - 一 プロジェクト全般の運営
 - 二 コンソーシアム構成団体との調整
 - 三 技術移転の進行管理
 - 四 本事業に係る再委託先の経理状況の確認
 - 五 その他本事業による研究開発の目的達成に必要な事務

（事業の対象）

第4条 本事業は、次の各号に掲げる研究開発を行う。

一 若手高度人材育成事業

別紙1により県内大学等の学生が主要な研究者として参加する県内企業等との共同研究開発、県内企業等の技術的課題解決のための研究開発

二 イノベーション創出研究支援事業

別紙2により県内大学等・公設試及び県内企業等が連携して、県内製品の付加価値を向上させる独自技術の実用化・事業化につながる研究開発

三 社会課題解決型研究支援事業

別紙3により県内企業等及び県内大学等・公設試が連携して、人口減少や超高齢社会に特徴的な課題を改善し、県民の快適な生活や仕事環境の改善に直接的に貢献する技術の実用化につながる研究開発

（公募）

第5条 知事は、前条各号に掲げる事業について、別に定める方法により公募する。

（成果の公開）

第6条 知事は、本事業による研究成果について必要があると認めるときは、代表実施機関又は管理法人と協議のうえ公表することができる。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、秋田県あき

た未来創造部あきた未来戦略課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(別紙1)

若手高度人材育成事業

(事業の目的)

第1条 若手高度人材育成事業(以下別紙1において「本事業」という。)は、県内大学等の学生が主要な研究者として参加し、県内企業等との共同研究、県内企業等の技術的課題解決研究を行うことにより、本県の企業や研究開発環境に関わりを持った実践的な高度人材を育成することを目的とする。

(事業の対象)

第2条 本事業は、県内大学等の学生が参加する試験研究開発で、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものを対象とする。

- 一 参加する学生が主要な研究者として技術的な課題解決に関わるものであること。
- 二 参加する学生と同じ大学内に主導又は指導する教員(以下別紙1において「代表研究者」という。)がいること。
- 三 県内企業等と共同で3ヶ月以上行われるものであること。なお、県内公設試の参画を妨げない。
- 四 実施期間内に参加する学生が当事業に関する研究、調査、打合せ等の目的で前項の県内企業等に5回以上訪問すること。但し、当該学生が複数いる場合は各々の訪問回数を合算してのべ6回以上とし、同日中に同じ学生が複数回訪問した場合は1回とする。
- 五 本事業の研究に使用する経費について、国、県又はその他法人等からの補助・助成又は委託の対象となっていないこと。

(提案)

第3条 実施要綱第5条に規定する公募に応募するときは、実施機関は、提案書(様式1)を別に定める日まで知事に提出しなければならない。

(採択)

第4条 知事は、提案された試験研究開発の内容を審査のうえ、本事業により実施すべき試験研究開発を採択する。

- 2 知事は、前項の審査結果について、実施機関に文書により速やかに通知する。
- 3 知事は、採択された実施機関について、県のウェブサイト及び印刷物等により公表することができるものとする。

(審査)

第5条 前条第1項に規定する審査は、知事が別に定める方法により行う。

(委託契約及び実施計画書)

第6条 知事は、採択された実施機関と研究開発に係る委託契約（以下「委託契約」という。）を締結する。

2 実施機関は、本事業を実施する際、審査の意見等を検討し、研究等の実施計画を記載した実施計画書（様式2）を知事に提出しなければならない。

(研究開発期間)

第7条 本事業による研究開発の実施期間は、採択された年度の3月31日までとする。

(委託料)

第8条 本事業による研究開発に係る委託料の上限は、30万円とする。

2 本事業による研究開発に要する経費のうち、実施機関が委託料から支弁できる経費は、別表第1のとおりとする。

3 知事は、実施機関に対し、委託契約に基づき委託料を支払う。

4 委託料から支弁できる経費は、委託契約を締結した日以降に物品発注等の契約行為等が生じ、かつ当該年度内に債務を履行するものに限る。

(委託契約の変更)

第9条 委託経費の総額に変更がある場合は、委託契約の変更を行わなければならない。ただし、県の予算の範囲内に限る。

(実施計画の変更)

第10条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事あてに事前に実施計画の変更の申請を行い、承認を受けなければならない。なお、各号の経費の額は実施機関の負担を含まず、委託料から支弁する額とする。

一 別表第1に掲げる経費の区分における費目間の流用を行う場合で、いずれかの費目の総額において3割を超えて増減する場合。

ただし、該当する費目それぞれの増減額が委託経費総額の8%以下である場合を除く。

二 前条の委託契約の変更に該当する場合。この場合の申請は委託契約の変更と合わせて行っても差し支えない。

(設備購入に係る経費の上限)

第11条 実施機関が委託料から支弁する設備取得費の上限は、別表第1に掲げるとおりとする。

(状況報告)

第12条 知事は、必要と認めた場合は、実施機関に対し本事業による研究開発の遂行状況について報告を求めることができる。

2 報告を求められた前項の実施機関等は、遂行状況報告書を知事が定める日までに提出しなければならない。

(成果報告)

第13条 実施機関は、本事業による研究開発を終了したときから30日後又は委託契約で定めた委託業務の完了期限のいずれか早い日までに、事業の成果の詳細を記した研究成果報告書(様式3)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の研究成果報告書の提出を受け、研究の実施結果及び委託契約の履行状況を確認するものとする。

(知的財産権の帰属)

第14条 知事は、本事業による研究開発により発生した特許権等の知的財産権を実施機関から譲り受けないものとする。

(別紙2)

イノベーション創出研究支援事業

(事業の目的)

第1条 イノベーション創出研究支援事業（以下別紙2において「本事業」という。）は、県内製品の付加価値を向上させる独自技術につながる県内企業等と県内大学等・公設試の共同研究を推進することにより、独創的なイノベーション活動を促進することを目的とする。

(事業の対象)

第2条 本事業は、二以上の実施機関（一以上の県内企業等と一以上の県内大学等・公設試を含む。以下各実施機関を「共同実施機関」という。）の連携により、実現可能性や実用性の検証、事業化に向けた技術的課題の解決等を共同で行う研究開発で、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものを対象とする。

- 一 ビジョン2.0の第2章、第3章にある科学技術の貢献の方向性と一致する研究開発で主に県内製品・商品の付加価値向上に寄与するもの
- 二 本事業により実施する基盤研究に使用する経費について、国、県又はその他法人等からの補助・助成又は委託の対象となっていないこと。

(提案)

第3条 実施要綱第5条に規定する公募に応募するときは、代表実施機関は、提案書（様式4）を作成し、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(採択)

第4条 知事は、提案された研究開発の内容を審査のうえ、本事業により実施すべき研究開発を採択する。

- 2 知事は、前項の審査結果について、代表実施機関に文書により速やかに通知する。
- 3 知事は、採択された実施機関及び研究開発の概要等について、県のウェブサイト及び印刷物等により公表することができるものとする。

(審査)

第5条 前条第1項に規定する審査は、知事が別に定める方法により行う。

(委託契約及び実施計画書)

第6条 知事は、採択した研究開発の代表実施機関と研究開発に係る委託契約（以下「委託契約」という。）を締結する。

- 2 代表実施機関は、本事業を実施する際、審査の意見等を検討し、研究等の実施計画を記載した実施計画書（様式5）を知事に提出しなければならない。

(研究開発期間)

第7条 本事業による研究開発の実施期間は、採択された年度の3月31日までの1か年とする。

(委託料)

第8条 本事業による研究開発に係る委託料の上限は、80万円とする。

- 2 本事業による研究開発に要する経費のうち、実施機関が委託料から支弁できる経費は、別表第2のとおりとする。
- 3 知事は、代表実施機関に対し、委託契約に基づき委託料を支払う。
- 4 委託料から支弁できる経費は、委託契約を締結した日以降に物品発注等の契約行為等が生じ、かつ当該年度内に債務を履行するものに限る。

(共同研究契約及び再委託契約)

第9条 代表実施機関は、他の実施機関と共同研究の内容について定めた共同研究契約を締結しなければならない。

- 2 代表実施機関は、知事からの委託業務の一部について他の実施機関に再委託することができる。その場合にあつては、代表実施機関は、知事との委託契約に準拠した再委託契約を再委託先である実施機関との間で締結しなければならない。
- 3 代表実施機関は、前項に定める再委託契約を行う場合は、共同研究のために必要と認められる別表第2に掲げる経費を再委託料として定めるものとする。
- 4 再委託料から支弁できる経費は、再委託契約を締結した日以降に物品発注等の契約行為等が生じ、かつ当該年度内に債務が確定したものに限る。
- 5 代表実施機関は、他の実施機関と第1項及び第2項の規定による契約を1の契約として締結することができる。

(委託契約の変更)

第10条 委託経費の総額に変更がある場合は、委託契約の変更を行わなければならない。ただし、県の予算の範囲内に限る。

(実施計画の変更)

第11条 代表実施機関は、本事業の実施計画において、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に事前に実施計画の変更の申請を行い、承認を受けなければならない。なお、各号の経費の額は実施機関の負担を含まず、委託料から支弁する額とする。

- 一 実施機関の変更を行う場合。
- 二 別表第2に掲げる経費の区分における費目間の流用を行う場合で、いずれかの費目の総額において3割を超えて増減する場合。
ただし、該当する費目それぞれの増減額が委託経費総額の3%以下である場合を除く。
- 三 前条の委託契約の変更に該当する場合。この場合の申請は委託契約の変更と合わせ

て行っても差し支えない。

(設備購入に係る経費の上限)

第12条 委託料及び再委託料から支弁する設備取得費の上限は、別表第2に掲げるとおりとする。

(状況報告)

第13条 知事は必要と認めた場合は、代表実施機関及びコーディネータ等に対して、本事業による研究開発の遂行状況について、報告を求めることができる。

2 報告を求められた前項の代表実施機関等は、遂行状況報告書を知事が定める日までに提出しなければならない。

(成果報告)

第14条 代表実施機関は、本事業による研究開発を終了したときから30日後又は委託契約で定めた委託業務の完了期限のいずれか早い日までに、事業の成果の詳細を記した研究成果報告書(様式6)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の研究成果報告書の提出を受け、研究の実施結果及び委託契約の履行状況を確認するものとする。

(知的財産権の帰属)

第15条 本事業による研究開発により発生した特許権等の知的財産権については、その帰属先を共同実施機関とし、その取扱いについては、共同研究契約等に明記することとする。

(別紙3)

社会課題解決型研究支援事業

(事業の目的)

第1条 本県においては、高齢化と人口減少が全国でも早いペースで進行し、重要な課題となっている。日々の科学技術の進歩がこれまで以上に身近な社会変化に大きな影響力を持つ状況にあって、科学技術が県民の安全、安心で便利な生活に直接貢献していくことが期待される。社会課題解決型研究支援事業(以下別紙3において「本事業」という。)は、高齢化と人口減少に関連する身近な課題を解決・改善する技術の実用化を迅速に進めることを目的とする。

(事業の対象)

第2条 本事業は、コンソーシアムを形成して実施するプロジェクトで、次の各号の全てに該当するものを対象とする。

一 ビジョン2.0の第2章、第3章にある科学技術の貢献の方向性と一致する研究開発で本事業により実用化が推進されるもの。

なお、本事業においては、県民の生活や仕事のあり方に直接に寄与する技術を優先する。

二 本事業への応募前から実施機関が研究開発、社会的需要・市場調査、知的財産調査、試作調査等を進めており、研究の熟度が高まっているもの。

三 本事業を実施することによりコンソーシアム内において、研究機関から県内企業等への技術移転が、着実に行われる見通しが得られるもの。

四 将来の実用化・事業化のためのロードマップ及びプロセス等が明確に示され、かつ確実に実行されると見込まれるもの。

五 本事業により実施するプロジェクトに使用する経費について、国、県又はその他法人等からの補助・助成又は委託の対象となっていないこと。

(提案)

第3条 実施要綱第5条に規定する公募に応募するときは、管理法人は、提案書(様式7)を作成し、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(採択)

第4条 知事は、提案されたプロジェクトの内容を審査のうえ、本事業により実施すべきプロジェクトを採択する。

2 知事は、前項の審査結果について、管理法人に文書により速やかに通知する。

3 知事は、採択されたコンソーシアム及びプロジェクトの概要等について、県のウェブサイト及び印刷物等により公表することができるものとする。

(審査)

第5条 前条第1項に規定する審査は、知事が別に定める方法により行う。

(委託契約及び実施計画書)

第6条 知事は、採択したプロジェクトの管理法人と研究開発に係る委託契約（以下「委託契約」という。）を年度ごとに締結する。

2 管理法人は、本事業を実施する際、審査の意見等を検討し、年度ごとに研究等の実施計画を記載した実施計画書（様式8）を知事に提出しなければならない。

(研究開発期間)

第7条 本事業による研究開発の実施期間は、3か年を限度とし、年度ごとに県と管理法人との委託契約を締結した日から始まり、最長で当該プロジェクトが採択された年度の翌々年度の3月31日までに終了するものとする。

(委託料)

第8条 本事業による研究開発に係る委託料の上限は、年度ごとに300万円とする。

2 本事業による研究開発に要する経費のうち、管理法人が委託料から支弁できる経費は、別表第3のとおりとする。

3 知事は、委託契約に基づき管理法人に対し委託料を支払う。

4 委託料から支弁できる経費は、各年度において委託契約を締結した日以降に物品発注等の契約行為等が生じ、かつ当該年度内に債務を履行するものに限る。

(共同研究契約及び再委託契約)

第9条 管理法人は、実施機関と共同研究の内容について定めた共同研究契約を締結しなければならない。

2 管理法人は、知事からの委託業務の一部について実施機関に再委託することができる。その場合にあつては、管理法人は、年度ごとに知事との委託契約に準拠した再委託契約を再委託先である実施機関との間で締結しなければならない。

3 管理法人は、前項に定める再委託契約を行う場合は、共同研究のために必要と認められる別表第4に掲げる経費を再委託料として定めるものとする。

4 再委託料から支弁できる経費は、各年度における再委託契約を締結した日以降に物品発注等の契約行為等が生じ、かつ当該年度内に債務を履行するものに限る。

5 管理法人は、実施機関と第1項及び第2項の規定による契約を1の契約として締結することができる。

(委託契約の変更)

第10条 委託経費の総額に変更がある場合は、委託契約の変更を行わなければならない。ただし、県の予算の範囲内に限る。

(実施計画の変更)

第11条 管理法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に事前に実施計画の変更の申請を行い、承認を受けなければならない。なお、各号の経費の額は実施機関の負担を含まず、委託費から支弁する額とする。

- 一 コンソーシアム参画団体の変更を行う場合。
- 二 別表第3及び別表第4に掲げる経費の区分における費目間の流用を行う場合で、いずれかの費目の総額において3割を超えて増減する場合。

ただし、該当する費目それぞれの増減額が委託経費総額の3%以下である場合を除く。

- 三 前条の委託契約の変更に該当する場合。この場合の申請は委託契約の変更と合わせて行っても差し支えない。

(設備購入に係る経費の上限)

第12条 委託料及び再委託料から支弁する設備取得費の和(3か年合計額)の上限は、原則として、県が管理法人に支払う1年目から3年目までの委託料合計額の3分の1に相当する額とする。

(状況報告)

第13条 知事は必要と認めた場合は、管理法人及び連携責任者に対して、プロジェクトの遂行状況について、報告を求めることができる。

- 2 報告を求められた前項の管理法人等は、遂行状況報告書を知事が定める日までに提出しなければならない。

(成果報告)

第14条 管理法人は、各年度において、本事業によるプロジェクトを終了したときから30日後又は委託契約で定めた委託業務の完了期限のいずれか早い日までに、事業の成果の詳細を記した研究成果報告書(様式9)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の研究成果報告書の提出を受け、研究の実施結果及び委託契約の履行状況を確認するものとする。

(中間評価及び事業中止)

第15条 知事は、年度ごとの事業終了後に別に定める方法により中間評価を行う。

- 2 知事は、前項の評価結果等により研究実施期間の終期前において事業を中止することがある。

(知的財産権の帰属)

第16条 本事業による研究開発により発生した特許権等の知的財産権については、その帰属先をコンソーシアムの参画団体とし、その取扱いについては、共同研究契約等に明

記することとする。

別表第1 (若手高度人材育成事業)

区 分		内 容
直 接 経 費	I 設備取得費	取得価格が3万円以上(消費税込)以上で、かつ、1年以上の使用に耐えるものであり、研究開発に直接必要な研究機器又は機械装置等であって消耗品ではないものの購入費。 原則として直接経費合計の50%未満とする。 なお、パソコンについては、汎用性があるため、試験研究機器に付属したデータ処理用を除き、原則として対象として認められません。
	II 人件費	研究開発業務に直接従事する研究員、研究補助員、パート等に労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担する法定福利費
	III その他の経費	消耗品費(資材、部品、消耗品等で取得価格が3万円未満(消費税込)のもの又は使用期間が1年未満のもの)、旅費・調査費、機器等の賃借料等、印刷製本費、通信運搬費、その他研究開発のため直接必要と認められる経費
IV 再委託費		実施機関が、第2条第三号の県内企業等に再委託するのに要する経費(再委託先の費目等は、I～III、Vに準拠) 原則としてI～IVの合計の50%未満とする。
V うち消費税等		I～IVの消費税額及び地方消費税額の計

※ I～IVは、消費税及び地方消費税を含む。

※ 「III その他の経費」の例示

旅費・調査費 (研究開発の際に必要な現地調査旅費等)

賃借料 (委託事業を実施するにあたり必要な機械装置等の賃借料、リース料等)

印刷製本費 (成果報告作成費用、データとりまとめ費用、レポート作成費用等)

通信運搬費 (連絡調整、データの受け渡しに係る費用等)

別表第2 (イノベーション創出研究支援事業)

区 分		内 容
直 接 経 費	I 設備取得費	取得価格が3万円以上(消費税込)以上で、かつ、1年以上の使用に耐えうるものであり、研究開発に直接必要な研究機器又は機械装置等であって消耗品ではないものの購入費。 原則として直接経費合計の50%未満とする。 なお、パソコンについては、汎用性があるため、試験研究機器に付属したデータ処理用を除き、原則として対象として認められません。
	II 人件費	研究開発業務に直接従事する研究員、研究補助員、パート等に労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担する法定福利費
	III その他の経費	消耗品費(資材、部品、消耗品等で取得価格が3万円未満(消費税込)のもの又は使用期間が1年未満のもの)、旅費・調査費、機器等の賃借料等、印刷製本費、通信運搬費、その他研究開発のため直接必要と認められる経費
IV 再委託費		代表実施機関が、委託業務の一部を他の実施機関に再委託するのに要する経費(再委託先の費目等は、I～III、Vに準拠)
V うち消費税等		I～IVの消費税額及び地方消費税額の計

※ I～IVは、消費税及び地方消費税を含む。

※ 「III その他の経費」の例示

旅費・調査費 (研究開発の際に必要な現地調査旅費等)

賃借料 (委託事業を実施するにあたり必要な機械装置等の賃借料、リース料等)

印刷製本費 (成果報告作成費用、データとりまとめ費用、レポート作成費用等)

通信運搬費 (連絡調整、データの受け渡しに係る費用等)

別表第3 (社会課題解決型研究支援事業・管理法人)

区 分		内 容
直 接 経 費	I 設備取得費	取得価格が20万円以上(消費税込)以上で、かつ、1年以上の使用に耐えうるものであり、研究開発に直接必要な研究機器又は機械装置等であって消耗品ではないものの購入費。 なお、パソコンについては、汎用性があるため、試験研究機器に付属したデータ処理用を除き、原則として対象として認められません。
	II 人件費	委託業務に直接従事する研究員、連携責任者、研究補助員、パート等に労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担する法定福利費
	III その他の経費	消耗品費(資材、部品、消耗品等で取得価格が20万円未満(消費税込)のもの又は使用期間が1年未満のもの)、旅費・調査費、機器等の賃借料等、印刷製本費、通信運搬費、特許出願関連経費、その他研究開発のため直接必要と認められる経費
IV 再委託費		管理法人が、委託業務の一部を実施機関に再委託するのに要する経費(再委託先の費目等は、I～III、VIに準拠)
V 管理費		直接経費及び再委託費の10%を上限とする
VI うち消費税等		I～Vの消費税額及び地方消費税額の計

※ I～Vは、消費税及び地方消費税を含む。

※ 「I 設備取得費」の上限

原則として、管理法人及び実施機関の設備取得費(3か年)の和(消費税込)は、県が支払う委託料合計(3か年)の3分の1以内とする。

※ 「III その他の経費」の例示

旅費・調査費(研究開発の際に必要な現地調査旅費等)

賃借料(委託事業を実施するにあたり必要な機械装置等の賃借料、リース料等)

印刷製本費(成果報告作成費用、データとりまとめ費用、レポート作成費用等)

通信運搬費(連絡調整、データの受け渡しに係る費用等)

特許出願関連経費(弁理士代行手続き費用、調査費用等)

別表第4 (社会課題解決型研究支援事業・実施機関)

区 分		内 容
直 接 経 費	I 設備取得費	取得価格が20万円以上(消費税込)以上で、かつ、1年以上の使用に耐えうるものであり、研究開発に直接必要な研究機器又は機械装置等であって消耗品ではないものの購入費。 なお、パソコンについては、汎用性があるため、試験研究機器に付属したデータ処理用を除き、原則として対象として認められません。
	II 人件費	委託業務に直接従事する研究員、連携責任者、研究補助員、パート等に労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担する法定福利費
	III その他の経費	消耗品費(資材、部品、消耗品等で取得価格が20万円未満(消費税込)のもの又は使用期間が1年未満のもの)、旅費・調査費、機器等の賃借料等、印刷製本費、通信運搬費、特許出願関連経費、その他研究開発のため直接必要と認められる経費
IV うち消費税等		I～IIIの消費税額及び地方消費税額の計

※ I～IIIは、消費税及び地方消費税を含む。

※ 「I 設備取得費」の上限

原則として、管理法人及び実施機関の設備取得費(3か年)の和(消費税込)は、県が支払う委託料合計(3か年)の3分の1以内とする。

※ 「III その他の経費」の例示

旅費・調査費 (研究開発の際に必要な現地調査旅費等)

賃借料 (委託事業を実施するにあたり必要な機械装置等の賃借料、リース料等)

印刷製本費 (成果報告作成費用、データとりまとめ費用、レポート作成費用等)

通信運搬費 (連絡調整、データの受け渡しに係る費用等)

特許出願関連経費 (弁理士代行手続き費用、調査費用等)